

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（平成30年10月） 補足表 適用年月日（平成31年8月1日以降積算基準日で税率10%を適用する工事）

掲載頁	税率8%	税率10%	摘要
5-1-11	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2-3-4 回航保険料の算出 2) 普通期間割増保険料 (2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ <u>1.08</u> ({ } は小数第6位四捨五入、[] は小数第1位切捨て、全体は小数第1位切捨て)</p>	<p>第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2-3-4 回航保険料の算出 2) 普通期間割増保険料 (2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ <u>1.10</u> ({ } は小数第6位四捨五入、[] は小数第1位切捨て、全体は小数第1位切捨て)</p>	消費税増税に伴う取扱いの明確化
掲載頁	税率8%	税率10%	
5-1-12	<p>3) 航海保険料 (2) 保険料の算出 ① 排砂管設備 保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ <u>1.08</u> ({ } は小数第6位四捨五入、[] は小数第1位切捨て、全体は小数第1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。</p>	<p>3) 航海保険料 (2) 保険料の算出 ① 排砂管設備 保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ <u>1.10</u> ({ } は小数第6位四捨五入、[] は小数第1位切捨て、全体は小数第1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。</p>	消費税増税に伴う取扱いの明確化